

# 米原市いじめ防止・対応マニュアル



令和5年3月（改定）  
米原市教育委員会

# 目次

I はじめに	2
1 いじめの定義	
2 いじめの理解	
3 教職員等の危機管理意識	
4 いじめ防止対策推進法施行に伴い学校が行う方策	
5 いじめの認知	
II 『未然防止』のために	5
1 いじめが起きない集団・学校づくり	
III 『早期発見』のために	8
1 いじめに気付くための組織的な取組や姿勢	
2 子どもの話をきく場合	
3 保護者との連携	
4 子どもに関わる関係者による連携	
5 教育委員会への報告義務	
IV 『早期対応』のために	14
1 いじめ対応の基本的な流れ	
2 いじめ発見時の緊急対応	
3 いじめが起きた場合の対応	
4 いじめが起きた集団への働きかけ	
5 保護者との連携	
6 関係機関との連携	
7 いじめ解消の判断	
8 記録の作成	
9 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ	
V 『ネット上のいじめ』への対応	21
1.児童・生徒への対応・指導	
2.削除等の対応	
3.保護者への啓発	
VI 『重大事態』が起きたら	24
1.重大事態の発見と調査	
2.再調査について	
VII チェックリストの活用	26
1.学校での活用	
2.家庭・地域での活用	
3.リストの積極的活用例	

# I はじめに

米原市は、いじめは児童生徒に関わる全ての者が、自らの問題として切実に受け止め、徹底して防止対策や早期発見・早期解消に取り組むべき重要な課題であると捉え、米原市いじめ防止・対応マニュアルを作成した。

## 1 いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」

（いじめ防止対策推進法 第2条）

- ※「いじめ」に当たるか否かについての判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。
- ※「一定の人的関係」・・・学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。
- ※「物理的な影響」・・・身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことなどを無理矢理させられたりすることを指す。

## 2 いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも、起こりうるものである。また、いじめは生命や身体に重大な危険を生じさせるだけでなく、後に至るまで深刻な影響を与える危険を生じさせうる。

いじめを加害・被害の二者関係だけではなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（無秩序性、閉塞性）と捉える。いじめをはやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周囲で黙って見ている「傍観者」等の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成する必要がある。そのため、すべての児童生徒が安心でき、自己肯定感・自己有用感を感じられる集団づくりが未然防止の観点から重要である。

児童生徒がいじめ行為に至るには、友人関係、学級や部活動等の

所属集団の状態、学力、教師等の関わり、生育歴、被虐待経験等の要因や背景が存在する。いじめがあることが確認された場合は、迅速に組織で対応し、行為に対して厳しく対処することはもちろん、その要因や背景をアセスメントし、早期解決や再発防止に努め、児童生徒の成長の契機とするよう、粘り強く丁寧に指導する。

### 3 教職員等の危機管理意識

- ・「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうる。また、学校生活に限らず様々な社会生活場面においても起こりうる。」（常に危機感を持ち続ける。）
- ・いじめ防止対策推進法の目的と定義を理解（どんな小さいいじめも初期段階から見過ごさない姿勢を教職員が共有する。）
- ・「いじめは重大な人権侵害であり、絶対許さない。いじめられた子を守りきる。」（いじめが発生したら、強い決意で臨む。）
- ・「最悪の事態を想定」した対応（被害児童生徒の立場に立ち、表面的なことで判断せず、いじめに至る要因や背景をつかむよう複数の教職員で対応する。）

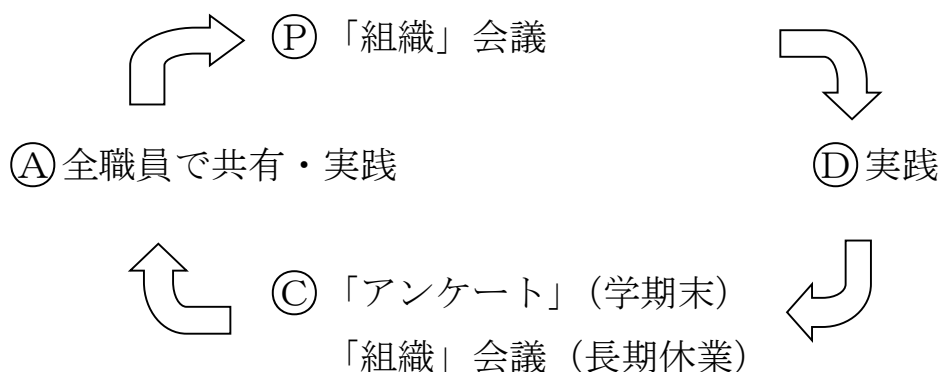
### 4 いじめ防止対策推進法施行に伴い学校が行う方策

- ・「学校いじめ防止基本方針」の策定と定期的な共有  
（法第13条 学校いじめ防止基本法）
  - ・「いじめの防止等の対策のための組織」の立ち上げ  
（法第22条 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）
- 生徒指導委員会等学校の教職員＋外部専門家の活用

市カウンセラー 中学校スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー  
米原市いじめ等対応支援員 SST（スクールサポートチーム） 指導主事等

・「取組評価アンケート」の定期的な実施

(第34条 学校評価における留意事項)



※学校いじめ防止基本方針が機能しているかP D C Aサイクルで検証。

## 5 いじめの認知

- ・虐待ケースと同じく、疑いが生じた時点で報告・対応を義務とする。疑いが生じても対応しないのは、いじめを放置したことになる。これは、いじめ防止対策推進法違反となる。
- ・法のいじめの定義(第2条)に則り、いじめを認知する。
  - ①加害・被害に一定の人的関係がある。
  - ②心理的または物理的な影響を与える行為がある。
  - ③対象児童生徒が心身の苦痛を感じている。

※①～③のすべてに当てはまれば、「いじめ」として認知。
- ・以下のような場合は、被害の訴えが無くとも(周囲からの情報等により知り得た場合)、いじめと認知する。積極的な日々の関わりや観察から、いじめを拾い上げる。
  - いじめられているが、認めたくなくて訴えない子、笑ってごまかす子もいる。
  - 「いじられキャラ」はいじめの被害者である。
  - 被害生徒が気づかないところで、悪口や画像等が回っている場合もいじめである。
- ・いじめの認知件数＝発生件数となるように努める。

## Ⅱ 『未然防止』のために

### 1 いじめが起きない集団・学校づくり

#### (1) 人権教育の充実

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することである。

- ・生命の大切さを感じる取組を進める。
- ・自己表現力やコミュニケーション能力を育てるとともに、互いの個性や多様性を認められる人権尊重の精神を養う。
- ・一人一人が大切にされ、全ての児童生徒にとって、安全で安心な学校づくり・学級づくりを目指す。
- ・集団での生活を通して、自己肯定感や自己有用感を高め、自尊感情を育成する。
- ・児童生徒の「困った」を受けとめることができる体制を構築し、適切な援助希求を促すとともに、自立に向けた支援を行い、児童生徒の自己実現を図る。
- ・教職員等の人権感覚を磨き続ける。

○教師等の不適切な認識や言動が子どもを傷つけ、いじめのきっかけとなることがある。

特定の子どもをネタにして笑っていませんか？

特定の子どもばかりを人前で叱っていませんか？

「またお前か・・・」「どうせお前やろ」「これもわからんの？」

などと子どもに不必要なレッテルを貼っていませんか？

○「いじめられる側にも問題がある」は、いじめの容認である。

○発達障がいのある子どもの理解を深める。

○「いじめは子どもを強くする」は大きな誤り。

#### (2) 積極的な生徒指導（発達支持的生徒指導）の展開

- ・問題行動への対応ではなく、全ての児童生徒に日常の教育活動を通して、生徒指導を行う。
- ・積極的な生徒指導により、児童生徒との信頼関係を築く。

### (3) 児童生徒による主体的ないじめ未然防止の取組の推進

児童生徒による主体的な取組を推進することが、いじめを許さない学校風土の醸成につながる

(児童会活動、生徒会活動、学級活動、学校行事等)

### (4) 児童生徒がいじめの理解を深める学びの推進

いじめの場面のロールプレイ等、体験的な学びの機会を通して、児童生徒が問題を自分事として捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができる実践的な取り組みの充実を図る必要がある。

- ・子どもと一緒にいじめの定義を確認
- ・いじめの四層構造（被害者 加害者 観衆 傍観者）の理解  
「自分には関係ない」は、被害者から見れば加害者である。
- ・傍観者が「相談者」や「仲裁者」に転換するように促す。
- ・いじめは**法律違反**（いじめ防止対策推進法 第4条）であり、**犯罪**（暴行罪、傷害罪、脅迫罪、侮辱罪、名誉毀損罪、器物損壊罪 児童ポルノ法違反など）につながる行為であることの確認。

### (5) 違いが認められる学級経営・集団づくり

- ・授業や行事、全ての教育活動を通して相手を知る機会を提供する。
- ・何でも話せ、受容される。「あなたはあなたのままでいい。」

### (6) 生徒指導の実践上の視点を生かした分かる授業づくり

認め励まし、児童生徒自身の活動が増える授業の展開

- ・自己決定の場の提供
- ・自己存在感を感受できるような配慮
- ・共感的な人間関係の育成
- ・安全・安心な風土の醸成

(7) 社会体験や交流体験を通しての**自己有用感**の育成  
(保育園や幼稚園、小学校と小学校、小学校と中学校、高齢者、福祉施設、地域ボランティア等)

(8) 積極的な**情報モラル教育**

・ **不易の指導**を貫く。

○情報社会の倫理 ☆法の理解と遵守

・ **時代の流れに対応した指導**を行う。

○安全のための知恵や情報、情報セキュリティ

○教職員の研修の充実

○保護者への情報提供と研修の場の設定

(9) スクールソーシャルワーク的な視点からの**アセスメント**

・ 子どもの言動には必ず**要因や背景**が存在する。表面的な言動だけを見るのではなく、背後にどのような感情があるのかに思いを馳せることが重要である。

・ 子どもの**怒りは二次感情**である。専門家と連携し適切なアセスメントを行うことで、子ども理解を深める。

(10) 保護者、地域への「**学校いじめ対策基本方針**」の発信

・ ホームページ、学校通信、PTA総会、学級懇談会等、保護者や地域に対し、学校のいじめ対応への理解を求める。

・ 保護者の悩みに寄り添った連携に努める。子育てに悩まない保護者はいない。虐待がいじめの加害につながることもあるため、保護者の思いに丁寧に耳を傾ける。

いじめの未然防止のために、児童生徒一人一人が、お互いを多様な存在として認め、「自己指導能力」を身に付け、何が正しく何が間違っているのかを自分の頭で考えることができる大人に成長するよう努める。



### Ⅲ 『早期発見』のために

#### 1 いじめに気付くための組織的な取組や姿勢

##### (1) いじめをキャッチするための基本的考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から複数の教師で関わり、積極的に認知する姿勢が重要である。

- ・『いじめられたことを打ち明けることは、自分にとっても周りにとっても大切なこと』と、子どもたちにいつも話しておく。
- ・いじめられた本人が「自分が悪いから」と感じたり、いじめを認めたりすることでさらに心の傷が深くなったりすることがある。いじめの被害告白はハードルが高いことを忘れない。
- ・「大丈夫？」に対して「大丈夫」と答えた子どもはいじめられている可能性がある。いじめが無ければ「何のこと？」と答えるはず。
- ・行事の取組中に、ひそかに進行するいじめは多い。忙しい時こそ子どもの様子に気を配る。

##### (2) 児童生徒の変化を見逃さない。

積極的に児童生徒と関わりを持ち、児童生徒の声や思いを聴きとったり、些細な変化に気付いたりすることで、いじめの早期発見につなげる。また、教師と児童生徒の信頼関係を築くことで、安心して相談できる環境をつくることが重要である。

- ・ 始業前・休み時間・放課後等の児童生徒とのふれあい
- ・ 定期的な個人面談の実施（学期に1回以上の実施）
- ・ 日記や生活ノートで児童・生徒の生活や悩みを把握
- ・ 複数の職員による観察
- ・ 児童生徒を中心に置いて協働する教職員集団の育成
- ・ 風通しの良い雰囲気醸成、同僚性の構築

### (3) アンケートの実施

定期的なアンケート調査により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

アンケートの実施後には、すみやかに内容の確認とダブルチェック（人を変えて複数で再確認する）を行う。少しでもいじめに関する記載が見いだされたときには、時を置かず対応する。

#### ・無記名アンケート・・・いじめの実態把握

いじめの被害、加害、目撃など、知っていることを安心して記述できる条件を揃える

(学校で記述→席を離す 自宅で記述→封筒に入れて提出など)

#### ・記名アンケート・・・児童・生徒の悩みを把握

(学期に1回以上の実施)

→児童・生徒の変化について担任や管理職・生徒指導・養護教諭等への報告を徹底

### (4) いじめへの対応の原則の共通理解

・いじめを把握した後の対応を、教職員が共通理解することで、早期発見から早期対応へとつなげる。

#### 【いじめを把握したら】

- ①いじめられている児童生徒の心情の理解と心のケア
- ②被害者のニーズの確認、具体的な支援案の提示
- ③いじめ加害者と被害者の関係修復
- ④いじめの解消

・対応に当たっては、教職員自身が「いじめに耐えることも必要」、「いじめられる側にも原因がある」などと、いじめを容認する認識に陥っていないか常に自己点検することが必要である。

## 2 子どもの話を聴く場合

### 子どもの話を聴くときに

#### ■個別面談の目的を検討する。児童生徒に伝える。

目的例：普段自発的に話さない子とも話す、先生と話してよかった！という体験を提供する、信頼関係を作る、不適応のサインを把握し早期対応する。

伝え方例：全員と話をする機会にしたい、よりよい関係をつくっていききたい、注意する場ではない。

☆「教育相談」は学校の専門用語。「お話し会」「個別面談」など分かりやすい名称にする  
とよい。

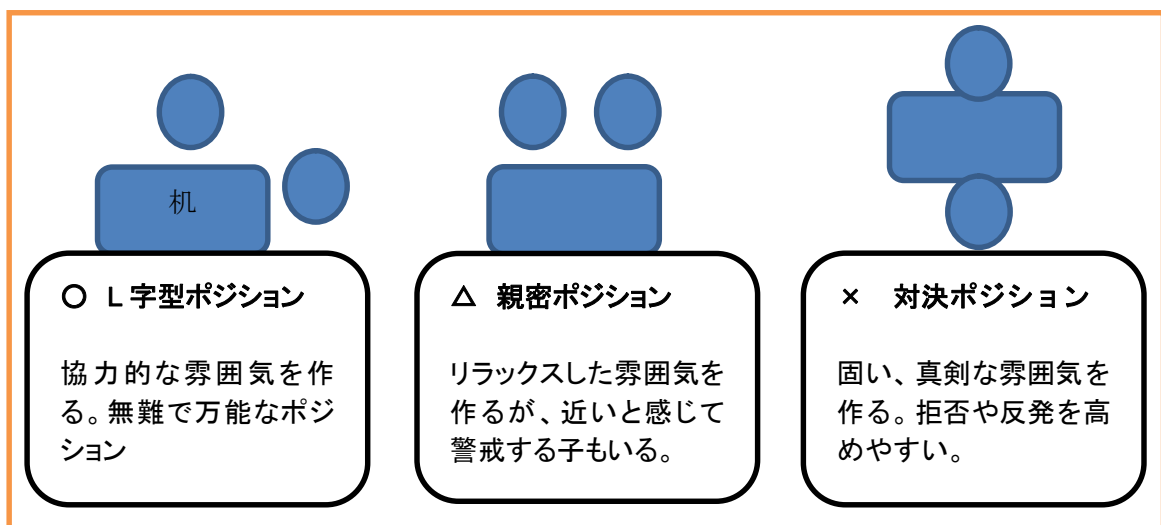
#### ■事前の準備

子どもたち一人に一つずつは具体的にほめ、認めてあげたいもの。ほめるためのエピソードを事前に情報収集する。(養護教諭、教科担任、専科担当、兄弟姉妹の担任、部活顧問等)

#### ■場の設定のポイント

場の設定：安心して話ができる場所を用意。誰かに見られる、聞かれる（と子どもが感じるかもしれない）場所は×

座り方：近すぎず、遠すぎず。基本はL字型に座る。教師はゆったり腰掛け、ゆっくり話す雰囲気を作る。子どもと視線の高さを合わせる。



### 相談のテクニック 【共感・傾聴・関心】

#### ■子どもの感じ方、気持ち、考えたことに温かい関心を示す。理解したことを言葉で返す。

例：「なるほど、〇〇だったんだね」「それは大変そうだけど、あなたにとってはどう感じたの？」

→子どもを「変えよう」とするのではなく「分かって」とするのがコツ

#### 傾聴の効果

- ・じっくり聞いてもらえると心が落ち着き、安心する。
- ・大切にされていると感じる。 ・自己信頼感を持つ。
- ・自分の気持ちに気づき、考えが整理され、行動に結び付きやすくなる。

■上手な質問で、子どもが語りやすいようにする。2種類の質問を使い分ける。

○クローズドクエスチョン

答えが「はい、いいえ」や、「AかBか」になるような、回答範囲を限定した質問。

例：「行ってきた？」「悩みはある？」「例えば勉強とか、友だちとか？」。

メリット：答えやすい　デメリット：話がふくらまない

○オープンクエスチョン

回答範囲が限定されていない、子どもの自由な語りになるような質問

例：「あなたにとってはどう感じたの？」「どうなるといいと思う？」

メリット：内容豊かな語りになる。内省が促される。

デメリット：自信がない、緊張が高い場合、安心して話せない。

相談では最初のうちクローズドクエスチョンから始め、子どもが答えたことに積極的に承認や感心を伝える。子どもに安心感が出てきたらオープンクエスチョンをして話を深め、子どもが答えに詰まった場合はクローズドクエスチョンをして話を引き出して・・・と様子を見ながら2種類の質問を組み合わせ、子どもの語りを促す。

■アドバイスは慎重に！

アドバイスはプラスに働く場合と、「説教された」「結局話を聞いてもらえなかった」とマイナスに働く場合がある。相談では早急な助言を控え、あせらずに気持ちを聞くことが役立つ。

○ アドバイスがプラスに働く最低条件：

- 1 そもそも、子どもがアドバイスを求めているか？
- 2 アドバイスは具体的で、子どもが自力で取り組める内容か？

× アドバイスの失敗例：

- ・「気にしすぎでは？」「前向きに行こう」・・・子どもは感じたことを否定され辛くなる。
- ・「あなたにも悪い所がある」・・・子どもは支えを求めている。もう話さなくなる。

■いじめの訴えを受け止める時は

- ・（周りから）被害者加害者を決め付けず、前後の状況を含めて聞き取りする。
- ・（本人から）言いにくいことを話していることに配慮する。気持ちを十分受け止める。「あなたは悪くない」「先生は守りたい、味方になりたい」「相談しながら進めて行こう」など、子どもが安心するメッセージを伝える。
- ・いじめの疑いの段階でも、直ちに校内いじめ対策委員会に報告。組織的に対応する。「米原市いじめ防止・対応マニュアル」を参考にする。

### 3 保護者との連携

- ・ 児童生徒のささいな変化についても保護者に連絡  
(家庭訪問>電話>連絡帳 信頼関係づくり)
- ・ 教育相談日の設定と告知  
(毎月第〇〇曜日は『教育相談日』 学校の敷居を低く)
- ・ 家庭で子どもの異変に気づいても、学校に伝えられない保護者もいる。日常の風通しの良さが早期発見につながる。
- ・ 虐待等で、いじめの加害者につながる子育てをする保護者もいる。気づくことができるのは、担任、子どもに関わる関係者である。

### 4 子どもに関わる関係者による連携

- ・ 子どもに関わる関係者同士の日常的な情報交換  
スクールガード 補導(委)員 民生委員 放課後児童クラブ等
- ・ 「地域学校協働活動」や「コミュニティスクール(学校運営協議会制度)」等、地域ぐるみの取組の推進  
地域の大人と関わる体験を通じて、地域に見守られているという安心感を抱く。

## 5 教育委員会への報告義務

### ・「いじめの疑い」（同級生からの相談等）

→「いじめの疑い」速報シートで報告

その後の調査でいじめとして認知したら

→事案の概要、指導の経過を報告し、その後、月例報告  
で詳細を提出

→「疑い」なら、継続して確認・指導

※いじめ認知についてはいじめ対策委員会で認定すること

### ・保護者が学校の対応に納得されていない事案

→必ず学校教育課へ報告

#### いじめ防止対策推進法 第23条

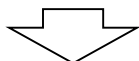
学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに関わる相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われたときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に関わるいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

## IV 『早期対応』のために

### 1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめの情報のキャッチ



- 校内いじめ対策組織を招集する。
- いじめられた子どもを徹底して守る。
- 見守る体勢を整備する。  
(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

#### ① 正確な実態把握（情報収集と事実確認）

- 当事者双方、周りの子どもから聞き取り、記録する。
- 個々に聞き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

#### ② 指導体制、方針の決定

- 指導のねらいを明確にする。
- 全ての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。
- ※生命や身体の安全がおびやかされるような重大な事案および学校だけでは解決が困難な事案については、教育委員会・警察等へ連絡する。

#### ③ 子どもへの指導・支援

- いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもに、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- 加害者支援の立場から、加害者の抱える課題にも目を向け、成長支援の視点を持つ。

#### ④ 保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 被害・加害を問わず保護者の協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合うなど支援していく。

#### ⑤ その後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアに当たる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
- 解消確認を行う。

### 2 いじめ発見時の緊急対応

いじめ行為を発見した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、直ちに校内いじめ対応チーム（学級担任、生徒指導担当教員等）に連絡し、組織的に対応を行う。あわせて管理職にも即座に報告する。

- ① いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守り通す。
- ② 事実確認と情報の共有を行う。

### 3 いじめが起きた場合の対応

#### ① いじめられた子どもに対して

##### 【子どもに対して】

- 子どもの言葉で説明させ、客観的に事実を把握する。
- 事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 学校全体で組織的に解決していく姿勢を伝える。
- 自信を持たせる言葉を掛けるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

##### 【保護者に対して】

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談するよう伝える。

#### ② いじめた子どもに対して

##### 【子どもに対して】

- 聞き取りの際には、自分の感情や憶測で子どもの発言を誘導しない。いじめた気持ちや状況などについて自分の言葉で説明させる。
- 子どもの背景にも目を向け、成長支援という観点をもちながら指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。

##### 【保護者に対して】

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連携を図り支援する。

#### ③ 周りの子どもたちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級および学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てる、見て見ぬふりをするといった行為も、いじめを肯定しているということを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関する報道や、体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。



## 4 いじめが起きた集団への働きかけ

よりよい学級集団づくりにより、いじめに向かわない態度・能力を育成する。

### 【いじめを見ていた児童生徒に対して】

- 自分の問題として捉えさせる。
- いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

### 【はやしたてるなど同調していた児童生徒に対して】

- それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

### 【いじめが起きた集団に対して】

- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

## 5 保護者との連携 (いじめられた側にもいじめた側にも)

- ・ 直接顔を合わせての対応  
家庭訪問の実施および学校での保護者面談
- ・ いじめの状況や指導方針の説明  
加害者と被害者への説明に食い違いがないように
- ・ 指導の結果の報告・再発防止のための取組の説明と協力依頼
- ・ 事後の見守りの徹底と、「その後どうですか？」の家庭連絡

## 6 関係機関との連携

- ・こじれてからの関係機関との連携では効果が薄いため、日頃から警察や少年センターとの連携に努める。器物損壊や暴力行為および恐喝等の犯罪行為にかかわるいじめは、必ず市教育委員会へ報告する。

### 警察との連携の在り方（例）

- ① 年度初めに、「安全・安心な学校づくりのために、犯罪行為については、警察と連携する」ことを、学校便りやPTA総会にて保護者へ通知しておく。
- ② 日常の警察訪問や警察と連携した各種教室の実施
- ③ 犯罪行為発生時の相談や被害届の提出

※被害届の提出は、加害者の立ち直り支援につながる。

## 7 いじめ解消の判断

「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定）

### 【いじめの解消の要件】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

#### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめの解消については、国の基本方針にあるように3か月後の確認をもって判断することになる。それまでの期間、丁寧に関係児童生徒の心の内を確認することや教育的支援、成長支援を行うことが大切である。また直接、保護者に対して、子どもたちがいじめの問題を乗り越えて、頑張っている姿、成長した姿を伝えることで、安心と信頼につなげる。

## 8 記録の作成

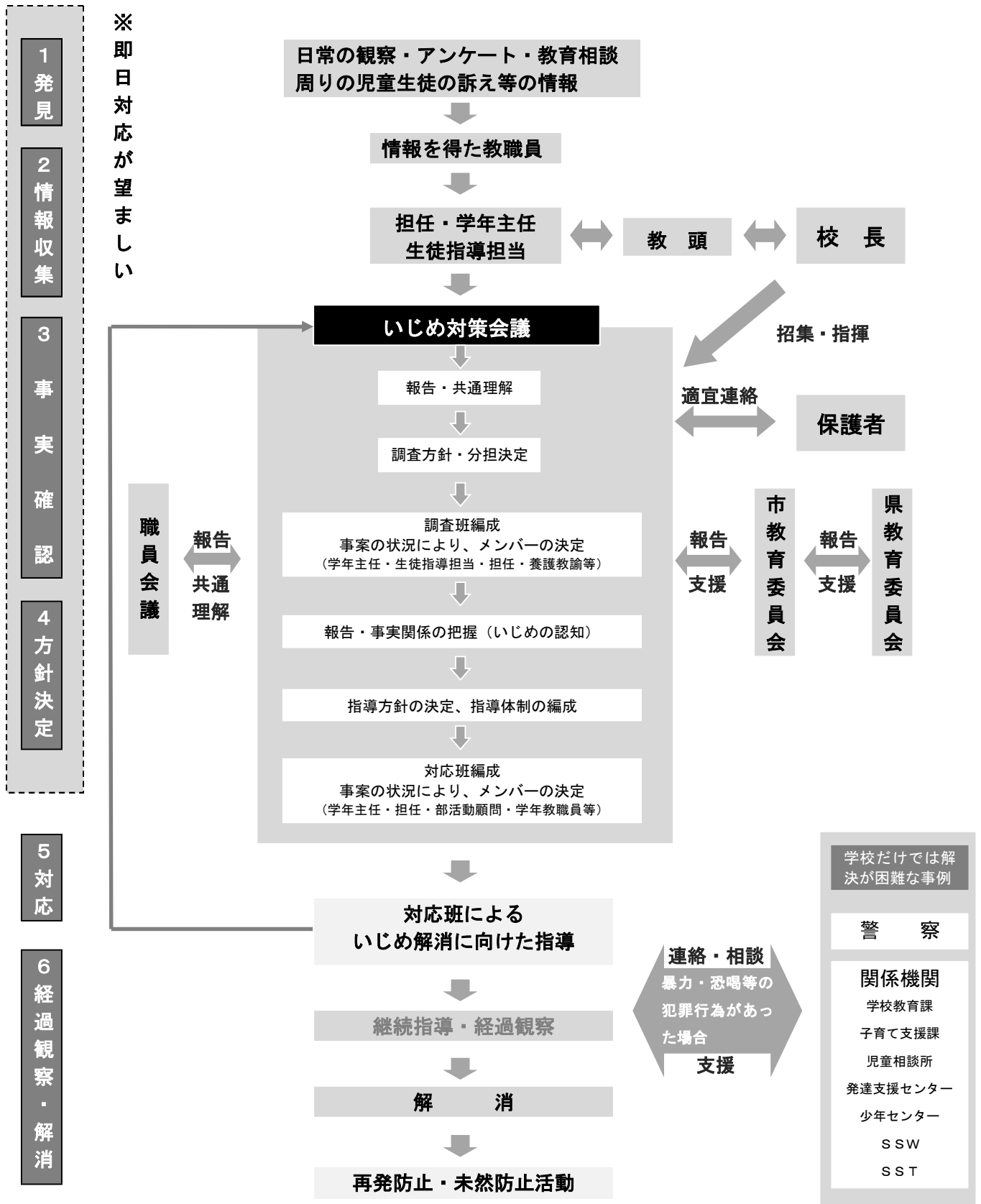
- ・記録は、組織内で情報共有し、いじめ事象に対する共通認識を形成するうえで、重要な役割を果たす。また、記録を残すことにより検討すべき論点を落とすことなく、確実に議論を進めることができる。
- ・いじめの流れ、把握までのいきさつ、児童・生徒の証言、指導の過程等、記録を残す。(校内いじめ対策委員会議事録(米原市様式)を参照のこと。)また、SNS等の記録はスクリーンショット機能を利用する。
- ・いじめが解決できなかった場合、いったん解決したが再発した場合、児童・生徒は解決したが保護者が納得できなかった場合等後に記録を必要とすることがある。
- ・解消確認を行った際も記録に残す。いつ、だれが、どこで、誰に確認したかを記録する。

### 不登校重大事態に係る調査の指針 P6

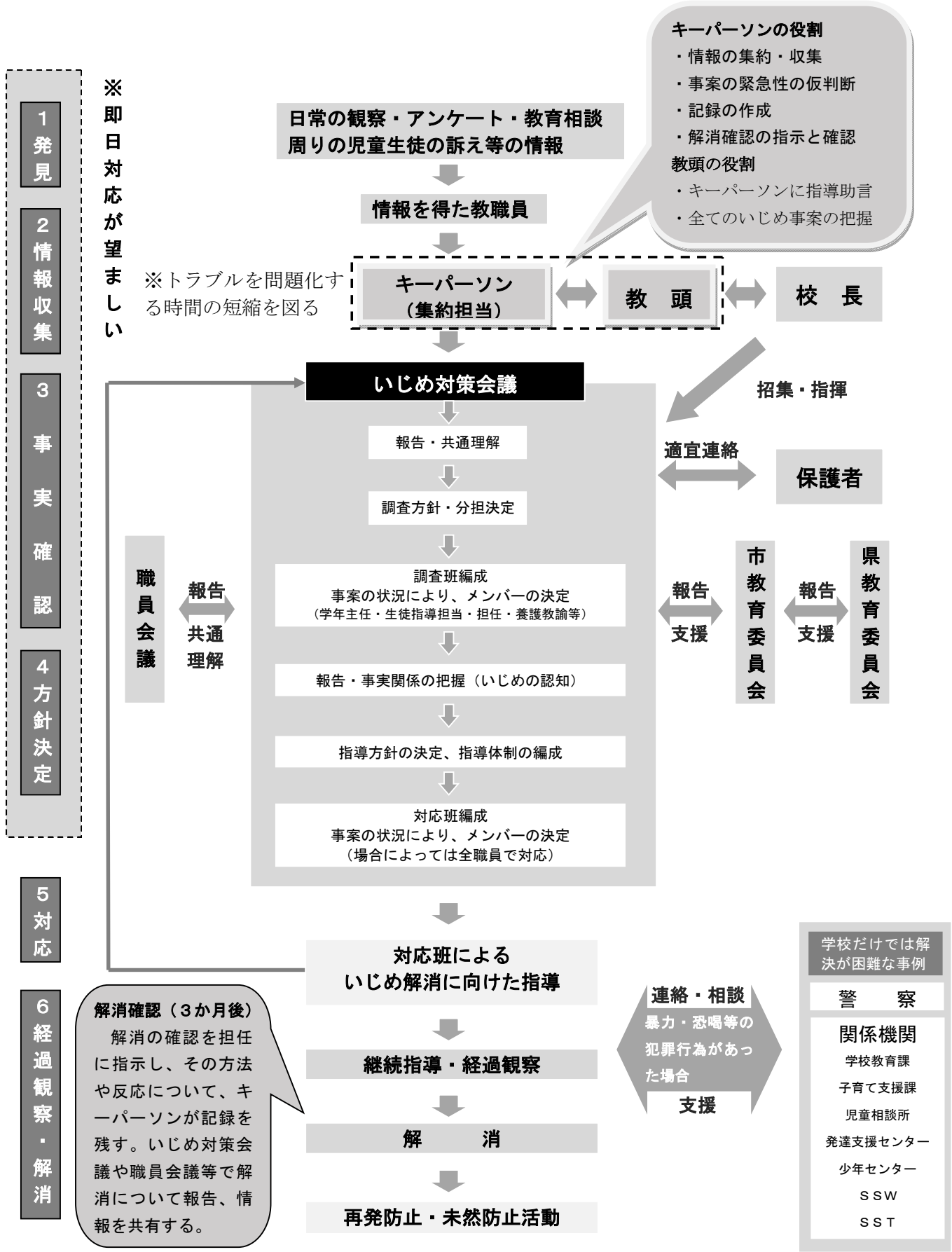
#### キ 資料の保管

調査中に関係資料(アンケートの質問票や聴取結果を記録した文書等)を誤って破棄する等の不適切な対応が起こることのないよう、また、児童生徒や保護者から、相当長期間が経過した後に「いじめにより不登校になった」等の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、各地方公共団体の公文書管理条例等に基づき、関係資料の保管期間を明確に定めておく必要がある。この点、アンケートの質問票の原本等の一時資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とすることが望ましい。

# 9 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



# いじめ対応のキーパーソンの位置づけ



※核となるキーパーソンの人選とその役割の明確化。  
 ※すべての教職員ですべての児童生徒を見ていく教師文化と組織体制の構築。

## V 『ネット上のいじめ』への対応

### 1 児童・生徒への対応・指導

- ① 携帯電話・スマートフォン等は、学校生活に必要なものではないものであるため、児童生徒が学校に携帯電話・スマートフォン等を持ち込むことは原則禁止である。
- ② 児童生徒の実態や成長段階に応じて情報モラルの指導を行う。  
→米原警察署生活安全課 滋賀県人権センター等の活用
- ③ スマートフォン等の急速な普及に伴い、SNSや無料通話機能を介した誹謗中傷や仲間外し、不適切画像の掲載等、様々な問題行動が発生している。学校の児童生徒が関わる問題行動の状況把握に努める。
- ④ 児童生徒に情報化社会でのルールやマナーについて考えさせるとともに、誹謗中傷やいじめは人権侵害や犯罪であることを理解させ、絶対にさせないように指導の徹底を図る。自分から発信する際は、その内容に責任を持ち、他人の人権や気持ちを尊重したものであるかどうか気を付けさせる。
  - ・名誉毀損罪(刑法230条) ・侮辱罪(刑法231条) ・脅迫罪(刑法222条)
  - ・威力業務妨害罪(刑法234条)
  - ・掲示板等の書き込みは、匿名でも記録は残るため、書き込んだ人物は必ず特定される。
  - ・特定の個人を誹謗中傷する内容を転送した場合には、転送した者も加害者になる場合がある。
- ⑤ ネットの危険性（個人情報流出による悪用被害、情報や画像の回収の不可等）について十分に理解させる。
- ⑥ 被害の相談を受けたときには、次の対応を行う。

#### 「正確な事実確認」

- ・書き込み内容を保存する。
- ・他人のアドレスを使って誹謗中傷する「なりすましメール」もあるので、加害者を特定する場合には十分留意して対応する。

#### 「被害の拡大防止」＝削除等の対応

#### 「児童生徒のケア」

- ・被害者の話をじっくり聞くことにより、心のケアに努める。
- ・いじめられた側にも責任があるといった考えは大きな間違いであり、常に被害者の思いに寄り添うように心掛ける。

## 「関係機関との連携」

・脅迫や重篤な名誉毀損等については、米原警察署生活安全課や法務局人権擁護課に相談する。

- ⑦ 児童生徒や保護者に携帯電話・スマートフォン等の危険性を知らせ、フィルタリングサービス利用の徹底やSNSや無料通話機能の適正な利用について働き掛けるなど、危険から身を守る知識と技術を身に付けるように啓発する。

## 2 削除等の対応

### ◇掲示板の誹謗中傷の対応

#### プロバイダ（管理責任者）への削除依頼の方法

＜掲示板に削除依頼文を打ち込む方法があるが、以下によりプロバイダ（管理責任者）を明らかにし、直接、電話で削除要請することが有効である。＞

- 1 掲示板のアドレスを記録する。（内容を印刷しておく。）
- 2 検索エンジン(YahooやGoogle)で「ドメイン検索」と打ち込み、「IPドメインSEARCH」を立ち上げる。
- 3 1のアドレスを入力する。
- 4 プロバイダ（管理責任者）が英文で表示されるので、その中から住所、氏名、電話番号を読み取る。
- 5 プロバイダ（管理責任者）に直接電話し、削除要請を行う。  
（権利を侵害された人には、プロバイダ【管理責任者】に対し、情報発信者の開示請求を行うことがプロバイダ責任制限法で認められている。）

### ◇メールの誹謗中傷の対応

相談窓口等（滋賀県警察本部警察県民センター 077-522-1231）  
着信拒否やメールアドレスの変更を行う。

#### 個人情報の流出に対する未然防止について

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や無料通話機能を通して、個人情報を知られてしまったり、知らない人からメッセージが届いたり、誹謗中傷等の被害にあったりすることがある。アプリの初期設定段階で不要な機能は「オフ」設定にし、知らない人からのメッセージは「ブロック」で対応する。また、誹謗中傷等の被害にあったりトラブルに巻き込まれそうになったら、保護者や学校、生活安全課等に相談することが大切である。

### 3 保護者への啓発

- ① インターネットや携帯電話・スマートフォン等（タブレット端末等を含むゲーム機）に関し、子どもたちが様々な事件に巻き込まれ、加害者にも被害者にもなっている現実を知らせる。
- ② 子どもに携帯電話・スマートフォン等を与える前に、本当に必要かどうかをよく検討する。
- ③ 携帯電話・スマートフォン等は、保護者の責任において使用させ、第一義的に管理するのは家庭である。また、フィルタリングだけでなく、ルールやマナーについて必ず約束する。
- ④ コンピュータや携帯電話・スマートフォン等は、家族の目の届く場所で利用させ、子どもだけで使わせないようにする。また、有害サイト（成人向けサイト等）など子どもの健全育成にふさわしくない環境から子どもを守る。
- ⑤ ブラウザやフィルタリングソフトのページ閲覧履歴を定期的に見て、気になることは親子で話し合う。
- ⑥ 子どもにクレジットカードの番号を教えたり、勝手にネットショッピングをさせたりしない。
- ⑦ 子どものネット利用の時間や料金を確認し、使いすぎの状態にならないようにする。
- ⑧ 子どもの様子を把握し、気になることは躊躇せず学校等に相談する。また、ネット被害等深刻な場合は、**警察や消費者相談窓口**に相談する。
- ⑨ 現代の社会では、携帯電話・スマートフォン等をはじめとした情報通信ネットワークといかにつき合うかは、非常に大きな課題であり、家族で、「公共のマナー」、「権利と責任」、「危険回避の仕方」などについて話し合うようにする。



## VI 『重大事態』が起きたら

### 1 重大事態の発見と調査

- ・ 重大事態とは、以下の場合が考えられる。

- 児童・生徒が自殺をした、自殺しようとした。
- 身体に重大なけがを負った。
- 金品等に重大な被害を被った。
- 精神性の疾患を発症した。
- いじめにより、相当期間欠席をした。

【文部科学省による不登校の定義を踏まえ、年間30日を  
目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席して  
いる場合】

- 学校がいじめを認知していなくても、児童・生徒や保護者  
から、いじめにより上記のような状態になったという訴え  
があった 等

- ・ 重大事態の報告

重大事態が発生したら、市教育委員会を通じて市長へ連絡する。

- ・ 調査主体について

重大事態の調査主体を学校にするか、市教育委員会にするかの判断は、学校からの報告を受けた市教育委員会が行う。

重大事態の場合、調査を行う組織を設ける。学校が調査主体となる場合、市教育委員会と協議し、心理や福祉の専門家、学識経験者等の専門的知識および経験を有する者を加える。

- ・ 事実関係の明確化

調査を行うのは、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校も含めた関係者が事実と向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。本調査を実りあるものにするために、学校にとって不都合なことがあっても、事実と向き合うことが大切である。

学校は、事実関係を明確化するため、調査組織へ積極的に資料を提供すること。

- ・ 調査結果の扱いについて

調査によって明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか等）を、学校は被害者の児童・生徒およびその保護者に説明する。調査が長期化した場合、その経過を報告することも大切である。

結果を説明する際には、他の児童・生徒のプライバシー保護に配慮する必要がある。個人情報の扱いについては、事前に市教育委員会と協議して決定するものとする。

調査結果は、市教育委員会を通じて市長へ報告する。

## 2 再調査について

- ・ 再調査とは

市長は、市教育委員会または小中学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる(法第30条第2項)。

## VII チェックリストの活用

### 1 学校での活用

#### 【学習の場】

1	遅刻、早退や欠席が目立ってくる。	
2	学習意欲がなくなり、成績が低下してくる。	
3	授業中うつむいていることが多く、発言しなくなる。	
4	机、教科書、ノートなどに落書きされる。	
5	教科書、ノートなどが隠されたり、なくなったりする。	
6	発表するとやじられたり、笑われたりする。	
7	グループ分けて、なかなか所属が決まらない。	
8	ゲーム中にパスがわたらない。ボールを拾いにやらされる。	
9	作品を製作中に用具がなくなったり、作品を壊されたりする	
10	休み時間に呼び出されたり、授業に遅れたりする。	

#### 【生活の中】

1	元気がなくなり、顔色がすぐれなくなる。	
2	頭痛、腹痛などを訴え、保健室へひんばんに行く。	
3	用事がないのに職員室に来たり、職員室の近くをうろうろしたりする。	
4	衣服に汚れや破れ、すり傷などが見られる。	
5	靴、鞆等の持ち物を隠されたり、いたずらされたりする。	
6	掲示物（書写や絵画等の作品）にいたずらされる。	
7	遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりする。	
8	遊びの中でいつも同じことをやらされる。（かくれんぼの鬼など）	
9	仲間に入れず、一人でポツンと過ごすことが多い。	
10	一人で掃除や後片づけをしていることが多い。	

◆ ◎とても目立つ ○目立つ を付けて「いじめ」の前兆を見逃さないようにしましょう。

## 2 家庭・地域での活用・・・リストの配布による活用

### 家庭で

1	表情がさえず、おどおどした様子が見られる。	
2	持ち物をひんぱんになくしてくる。	
3	教科書やノートにいたずらをされて帰ってくる。	
4	いろいろと理由をつけて、お金をたびたび要求する。	
5	衣服を汚してきたり、あざや傷をつけてきたりする。	
6	家族のささいな言葉にイライラしたり、反抗したりする。	
7	登園・登校をしぶったり、早退や欠席が多くなる。	
8	家族を避け、何か隠しているような気配が感じられる。	
9	TVゲームなどの一人遊びに夢中になり、外出が少なくなる。	
10	よく電話がかかってきて、困っている様子がうかがえる。	
11	体のあざや傷を隠すためお風呂に入るのを嫌がるようになる。	
12	学習意欲をなくし、学校の成績が急に悪くなる。	
13	頭痛・腹痛などをよく訴えるが、特に異常が無い。	
14	インターネットや携帯電話・スマートフォン等（タブレット端末等を含むゲーム機）でのやりとりで気になる様子がある。	

### 地域で

1	仲間に入れず、一人でポツンと過ごすことが多い。	
2	遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたりする。	
3	近所の年下の子どもとしか遊べなくなる。	
4	ゲームコーナーなどでお金をよくつかう。	
5	一人で掃除や後片づけをさせられていることが多い。	
6	自転車など個人の持ちものにいたずらをされる。	
7	学校外の活動場所で気になることがある。	

「いじめ」のチェックをして前兆を見逃さないようにしましょう。

### 3 リストの積極的活用例

【家庭で】		5/	11/	2/
1	表情がさえず、おどおどした様子が見られる。			
2	持ち物をひんぱんになくしてくる。			
3	いろいろと理由をつけて、お金をたびたび要求する。			
4	登園・登校をしぶったり、早退や欠席が多くなる。			
5	よく電話がかかってきて、困っている様子がうかがえる。			
6	学習意欲をなくし、学校の成績が急に悪くなる。			
7	頭痛・腹痛などをよく訴えるが、特に異常がない。			
8	インターネットや携帯電話・スマートフォン等（タブレット端末等を含むゲーム機）でのやりとりで気になる様子がある。			

★ ○（目だつ）

△（気になる）をつけて、

「子どもの変化」に気をつけましょう

1 学期		2 学期		3 学期	
保護者	担 任	保護者	担 任	保護者	担 任

☆お子様のことで、何か心配なことがありましたら、具体的にお書きください。

1 学期
------

2 学期
------

3 学期
------

参照資料：「ストップいじめアクションプラン」 滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課  
 生徒指導・いじめ対策支援室  
 「いじめ防止等のための基本的な方針」 文部科学省